

## 品川シルバー大学設置に関する要綱

制定 平成 21 年 4 月 1 日 区長決定  
要綱第 139 号  
改正 平成 24 年 3 月 27 日 区長決定  
要綱第 48 号  
改正 平成 27 年 2 月 9 日 部長決定  
要綱第 48 号  
改正 令和 2 年 8 月 25 日 区長決定  
要綱第 172 号  
改正 令和 6 年 3 月 1 日 部長決定  
要綱第 45 号

### (設置)

第 1 条 高齢者が人生の生きがいを求め、明るく、健康でうるおいのある生活を築くための素養を培うとともに、長年培ってきた知識や経験を地域社会の中で生かしていく方策を探る生涯学習の機会として、品川シルバー大学（以下「大学」という。）を設置する。

### (目的)

第 2 条 大学は、出会うさまざまな人との繋がりおよび生きがいを創造し、地域の活力に資することを目的とする。

### (学習の体系)

第 3 条 大学は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ふれあいアカデミー（社会的課題や教養を学習する機会を提供する事業をいう。以下同じ。）
- (2) うるおい塾（趣味講座や実技指導を中心に、生きがいにつながる学習の機会を提供する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 生涯現役実現講座（長寿の秘訣やセカンドライフの入口となるような地域貢献についての学習の機会を提供する事業をいう。以下同じ。）
- (4) その他目的達成のために必要な事業

2 ふれあいアカデミーは、3 年制の履修内容とし、その履修過程は、基礎的課題を学習するふれあいコース（1 年目）と専門的課題を学習するいきいきコース（2・3 年目）とする。

### (対象者等)

第 4 条 前条の事業の対象者は、区内在住の 60 歳以上の区民とする。

2 ふれあいアカデミーの受講は、1 人 1 回までとする。

### (定員)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までおよび同条第 2 項の事業の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) ふれあいコース 160名
  - (2) いきいきコース 320名
  - (3) うるおい塾 各教室20名程度
  - (4) 生涯現役実現講座 30名程度
- (役員)

第6条 大学に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 学長1名
- (2) 副学長2名

2 学長には区長を充て、副学長には文化観光スポーツ振興部長と福祉部長を充てる。  
(大学運営委員会の設置)

第7条 大学は、学長の諮問に応じ、大学の運営に関する事項について答申するため、大学運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は10名程度の大学運営委員（以下「委員」という。）で組織する。  
(委員の構成)

第8条 委員の構成は、次に掲げるもののうちから学長が任命する。

- (1) 学識経験者（教育関係・福祉関係）
- (2) 区内組織団体代表（公益財団法人品川区スポーツ協会・地区委員会・青少年委員会・スポーツ推進委員会）
- (3) 品川区高齢者クラブ連合会
- (4) 品川シルバー大学修了生
- (5) 健康推進部健康課長

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第10条 委員が、委員会活動に出席したときは、費用を弁償する。ただし、品川区職員には支給しない。

(企画委員会の設置)

第11条 第3条第2項のふれあいコースにおける講座の企画立案および運営を行うため、企画委員会を置くものとする。

2 企画委員会は、講座内容等について、事務局長に意見具申することができる。

3 企画委員会は、ふれあいアカデミーの学生の中から25名程度で組織する。

(一芸ボランティアの設置)

第12条 うるおい塾における学習指導等を行うため、一芸ボランティアを置くものとする。

(一芸ボランティアの登録)

第13条 一芸ボランティアになろうとする者は、一芸ボランティア登録カード（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(講師会等)

第14条 ふれあいアカデミーの講師は講師会を、うるおい塾の講師は一芸ボランテ

ィア講師グループを組織し、学習内容、学習方法等について協議した上で、事務局長に意見具申することができる。

(生涯学習推進員の設置)

第15条 いきいきコース、うるおい塾等の運営を行うため、生涯学習推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

(生涯学習推進員の登録)

第16条 推進員になろうとする者は、生涯学習推進員登録カード（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(事務局)

第17条 大学の運営を行うため、文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課内に事務局を置く。

(職員)

第18条 事務局は、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 副事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 事務局職員

2 事務局長は文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課長が、副事務局長は福祉部高齢者地域支援課長が、事務局次長は文化観光スポーツ振興部文化観光戦略課生涯学習係長がそれぞれ担当する。

3 事務局職員は、文化観光戦略課生涯学習係職員を中心として、高齢者地域支援課職員と連携して担当する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。